

居宅介護支援事業運営規程

社会福祉法人恵仁福祉協会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵仁福祉協会（以下、「法人」という。）が設置する「居宅介護支援センターアザレアン」において実施する指定居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 介護支援専門員は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように配慮して援助に努める。
- 2 居宅介護支援の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様なサービス事業者との連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、上田市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 利用者の要介護認定等に係わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
 - 6 上田広域連合から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう研鑽を行い、公正・中立、さらに被保険者に対し正しい調整を行う。
 - 7 上記の他「指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準（長野県条例第37号、平成27年1月1日付）」を遵守する。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地

- (1) 名称 居宅介護支援センターアザレアン
- (2) 所在地 長野県上田市真田町長 7141 番地 1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 居宅介護支援センターアザレアン（以下、「本所」という。）に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者（主任介護支援専門員）： 1名

ア 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

イ 管理者は事業所の介護支援専門員、その他の従業者に運営基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員： 1名以上

(3) 上記の他、介護支援専門員のサービスの取り扱いに関する基準は、長野県条例第4条を遵守する。

(営業及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間

(1) 営業日：月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、年末12月30日～翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分

(3) 上記営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(4) 契約に応じて、緊急時訪問が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 本所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時、または利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導する。

2 事業者は、被保険者の介護認定の確認に当たって、その者の提示する被保険者証の確認を行う。また、要介護認定を受けた者から本所を選択された場合は、被保険者資格と要介護認定、または要支援認定の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。

3 介護認定における上田広域連合の委託調査については、調査の留意事項に精通し、住民に公正・中立で正確な調査を行う。

4 要介護認定を受けた者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する2か月前から出来るように必要な支援をする。

5 本所は、要介護認定を受けた者の居宅サービス計画の作成を、被保険者と家族の意思を尊重して総合的、効果的な介護計画の作成を行い、医療保険サービス、福祉サービス等の様々なサービスをサービス提供事業者と連携し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

6 本所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく、業務の提供を拒否してはならない。

ア 正当な理由とは、長野県条例第19条に規定する介護給付対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認めるとき。

イ 偽りとその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(居宅介護支援の内容)

第7条 居宅介護サービス計画の作成

(利用者への情報提供)

ア 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し当該地区における指定居宅介護サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択が可能となるように支援する。

(利用者の実態把握)

イ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握しなければならない。

(居宅介護サービス計画の原案作成)

ウ 介護支援専門員は、利用者、家族が指定した場所において、サービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

(使用する課題分析票の種類)

エ 本所では所定の様式の方法にて居宅介護サービス計画を作成する。

(担当者会議)

オ 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者を招集し会議を行う、又は照会を行う等により、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(利用者の同意)

カ 介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、同意を得る。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

3 介護保険施設の紹介等

ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

イ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう予め居宅介護サービス計画の策定等の援助を行う。

(通常の事業実施の範囲)

第8条 上田市

(利用料)

第9条 居宅介護サービス計画費のうち10割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額とする。

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域以外から利用者の要請があったときは、要した交通費の実費を徴収する。

なお自動車を使用した場合には1kmあたり30円(税別)を徴収する。

3 交通費は、あらかじめ利用者又はその家族に、費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

4 前項の利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議のうえ減免又は免除することができる。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

3 本所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。

(3) 事故発生防止のための委員会(リスクマネジメント委員会)及び職員研修会を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

(相談窓口及び苦情の対応)

第11条 サービスに関する相談や苦情については、窓口を設置し、自ら提供した指定居宅介護支援サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応をする。

(1) 当事業所の相談・苦情担当

小池 順子 (電話) 0268-71-5506

(2) 公的機関

真田地域自治センター 福祉部 (電話) 0268-72-4700

上田市役所 福祉部 高齢者介護課 (電話) 0268-23-6246

(3) 長野県国民健康保険団体連合会 (苦情窓口) 026-238-1580

(虐待防止に関する事項)

第12条 本所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 本所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制の執行についても検証、整備する。

- 2 本所は、全ての職員に対し健康診断等を定期的実施します
- 3 本所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。
- 4 本所は感染症や非常災害時の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- 5 従業者は正当な理由がなく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。
- 6 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 7 本所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録の整備を行う。又指定居宅支援の提供に関する諸記録の整備を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 8 この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する事項は、本法人が別に定めるものとする。

附則

この規程は令和3年3月1日から施行する。

(令和3年4月1日一部改正)

この規程は令和3年4月1日から施行する。

(令和5年12月1日一部改正)

この規程は令和5年12月1日から施行する。